

堺市告示第92号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、令和8年度において本市が発注する地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される建設工事及び建設工事に関連する設計業務、監理業務、測量業務、調査業務等に係る一般競争入札（以下「特定調達契約に係る一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び当該資格の審査（以下「入札参加資格審査」という。）を受けるための申請期間、申請に必要な書類等を定めたので、特例政令第4条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

堺市長 永藤英機

1 入札参加資格審査の申請を必要とする場合

本市の特定調達契約に係る一般競争入札に参加しようとする場合は、次の「4 入札参加資格審査を受けるための申請」で定める申請を必要とする。

ただし、令和6～8年度堺市建設工事、測量・建設コンサルタント入札参加資格を有する者（堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成20年制定）第7条の規定による登録を受けている者をいう。以下「一般登録者」という。）で当該登録を受けている業種（その他工事にあつては、その対象となる工事業のうちのいずれか）の特定調達契約に係る一般競争入札に参加を希望する者は除く。

なお、一般登録者のうち、既に登録を受けている業種以外の特定調達契約に係る入札に参加しようとする者は、参加を希望する一般競争入札に必要な要件を有していることを証明する書類等市長が必要と認める書類を提出することにより業種の追加の申請を行うことができるものとする。

2 競争入札に参加できない者

（1）次のアからウのいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加できない。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（2）本市の入札及び契約等において次のアからキまでのいずれかに該当し、かつ、該当すると認められてから3年を経過していないとき、その者は競争入札に参加できない。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

- キ アからカまでのいずれかに該当し、かつ、該当すると認められてから3年を経過していない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第3条の2に規定する入札参加除外者又は同要綱第5条第2号に規定する大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報等に係る事業者

3 競争入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 競争入札に参加しようとする者は、次のアからウまでに掲げる要件を備えている者でなければならない。

ア 資格審査基準日（申請日の属する月の初日とする。以下同じ。）現在において競争入札に参加を希望する堺市特定調達建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成21年制定。以下「特定調達登録要綱」という。）別表第1又は別表第2に掲げる業種の属する区分について引き続いて1年以上その営業を行っていること。

イ 法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

ウ 本市が課税する市税を滞納していないこと。

- (2) 次のアからオまでに掲げる契約についての競争入札に参加しようとする者は、各契約に掲げる要件を備えている者でなければならない。

ア 工事の請負契約

- ・競争入札に参加を希望する業種（以下「希望業種」という。）について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく許可を受けていること。

- ・希望業種について資格審査基準日現在において、1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項の審査を受けており、かつ、同法第27条の29第1項の規定に基づく総合評価値の通知を受けていること。

- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること（これらの届出に係る義務を有する場合に限る。）。)

イ 測量業務の委託契約

測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定に基づく測量業者の登録を受けていること。

ウ 建築に係る設計又は監理業務の委託契約

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録を受けていること。

エ 地質調査業務の委託契約

地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定に基づく登録を受けていること。

オ コンサルタント業務の委託契約

建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定に基づく登録を受けることができるコンサルタント業務の委託の場合には、それぞれ当該各条の規定に基づく登録を受けていること。

4 入札参加資格審査を受けるための申請

(1) 申請方法

インターネットを利用して「電子登録システム関係」のページから電子登録システム

にアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力・送信するとともに、次の（５）に掲げる書類を、電子ファイルの添付又は次の（４）に掲げる受付場所への持参により提出すること。

なお、本市の入札参加資格登録を初めて行う者は、インターネットを利用して「電子登録システム関係」のページから電子登録システム（堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成２０年制定）第６条に規定する情報処理システムをいう。）にて利用登録を行い、業者番号を取得する必要がある。

ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する者を除く。

ア 既に入札参加有資格者（物品調達、業務委託・役務の提供、賃借・売払いを含む。）である者

イ 過去に入札参加有資格者であった者

ウ 既に電子登録システムにて利用登録を行っている者

「電子登録システム関係」ページのアドレス

<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nyusatsu/kensetsu/system/touroku/index.html>

（２）申請の受付期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで（土曜日、日曜日、祝日及び本市の休日を除く。）とする。

（３）申請の受付時間

月曜日から金曜日の午前８時３０分から午後８時まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）とする。

ただし、持参による必要書類の提出については、午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までとする。

（４）必要書類の受付場所

堺市堺区南瓦町３番１号 堺市役所本館８階

堺市財政局契約部契約課

（５）申請に必要な書類

ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）、登記簿謄本又は誓約書

イ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書

ウ 納税証明書

エ 同意書

オ 希望業種に係る許可又は登録を証明する書類

カ 特定調達登録要綱別表第１又は別表第２に掲げる業種の属する区分に係る１年以上の営業を証明する書類

キ 使用印鑑届又は使用印鑑届兼委任状

ク 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への加入を確認できる書類

ケ その他市長が必要と認める書類

（６）申請書類の作成に用いる言語

申請に必要な書類は、日本語で作成すること。なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記又は添付すること。

５ 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、審査結果通知（以下単に「結果通知」という。）により通知する。

６ 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、結果通知で定める有効期間の始期から令和９年３月３１日ま

でとする。